



今週の「人プロ」第23回

性同一性障害に対する考え方

人プロ 168ページ

令和7年1月24日（金）

○性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について

人プロ168ページ

文部科学省では、平成22年、「児童が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その**心情等に十分配慮した対応**を要請してきました。

また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、さまざま配慮の実例を確認してきました。（抜粋）

○性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の実例

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

文部科学省

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

○友人にインタビューをしてみて



トランスジェンダーだからと**特別扱いせず**、
一人の人間として接してくれたのがすくいだった。
性別を変えても、**何も変わらず**接してくれた
ことがうれしかった。

無意識の差別